

長嶺小学校PTA会則

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は、長嶺小学校PTA（保護者と教職員の会）と称し、所在地を熊本市東区长嶺南7丁目22番1号(熊本市立長嶺小学校内)にする。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長と福祉の増進を図るため、保護者と教職員の教養を高め、会員相互の協力により学校、家庭、社会を通じて良い環境を作る事を目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

一、この会は、営利を目的とせず、宗教、宗派または政党に関係しない。

会の正規の事業以外どのような目的のためにも、会の名称及び役員の名前を用いてはならない。

二、この会は、教育の本旨に従い民主団体として活動する。

三、この会は、児童の福祉のために働いている他の社会団体、または機関と協力することが出来る。

四、この会は、児童運営、教育方針及び人事には干渉しない。

第4章 活 動

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一． 保護者と教職員の教養を高めるための研修。
- 二． 学校教育の理解、教育環境の整備。
- 三． 児童と会員の福利厚生に関すること。
- 四． 関係団体との連携教育を深める。
- 五． その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第5章 会 員

第5条 本会は本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者、および本校の教職員を会員とする。会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一． 会 長 1名
- 二． 副会長 8名程度（保護者7名程度、教頭1名）
- 三． 庶 務 4名程度（保護者3名程度、教職員1名程度）
- 四． 会 計 4名程度（保護者3名程度、教職員1名程度）
- 五． 監 査 2名

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。また任期を過ぎても後任者が選出されるまではその職にあるものとする。

2 役員・監査に欠員が生じた場合、運営委員会出席者の過半数の同意を得て決定する。

3 前項により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第 8 条 役員の選出は、次の通りとする。

一、会長、副会長は、別に定める運営細則に基づき選考委員会が推薦し、総会の承認を得て選出する。

二、庶務、会計、監査については会長が委嘱する。

第 7 章 役員の任務

第 9 条 役員の任務は次の通りとする。

一、会長は、本会を代表し会務を統轄する。

二、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

三、庶務は、総会、役員会などの議事（運営会だよりの発行を含む）並びに本会の活動に関する連絡記録及び書類を保管する。

四、会計は会計事務を掌る。

五、監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。

第 8 章 機 関

第 10 条 本会に、次の機関を置く。

- 一．総 会
- 二．役員会
- 三．運営委員会
- 四．学年委員会
- 五．専門委員会
- 六．地区委員会

2 必要に応じ、運営委員会の過半数の同意を得て、特別委員会及び実行委員会・会議を設置することができる。

(総 会)

第 11 条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長が招集し、年 1 回とし、次の事項を審議、決議する。

- 一．予算、決算の承認
- 二．事業計画の承認
- 三．役員 of 承認
- 四．会則の制定、改廃
- 五．その他の重要事項

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、必要によって会長が招集する。また会員の6分の1以上の要求があれば招集する。

(総会の成立)

第13条 各総会は、全会員の3分の1以上の出席（ただし委任状を含む）もしくは書面表決書（電磁的記録を含む）の提出があった場合に成立する。

第14条 各総会の議決は、出席者の過半数もしくは書面表決書（議決権行使書による電磁的記録を含む）提出者の過半数の同意を必要とする。議決権行使書の未回答や白票は同意とみなす。

(役員会)

第15条 役員会は、役員（監査を除く）及び顧問をもって構成し、各委員会との連絡をはかるとともに、全般の事業を掌握し本会事業の推進を図る。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、役員（監査を除く）、専門委員長、各学年委員長、及び顧問で構成する。

ただし、特別委員会、実行委員会・会議が設置された場合その委員会の委員長を含めて構成する。

2 委員長が出席できない場合は、副委員長が代行する。

また、年度初めにおいて各学年長が決定するまでは、学年委員長が代行する。

3 運営委員会は次の任務を行う。

一、総会議案の決定ならびに総会運営

- 二. 各委員会の決定と提出案件の審議及び行事調整
- 三. 予算の更正、補正、臨時徴収金の決定
- 四. 補充役員の決定
- 五. 緊急事項の決定
- 六. その他の必要事項

(運営委員会の成立)

第 17 条 運営委員会は委員の過半数の出席もしくは書面表決書（電磁的記録を含む）の提出を要し、議決は過半数の同意を必要とする。

(各学年委員会)

第 18 条 各学年委員会は、原則として各学級の学年委員と学級担任をもって構成し、学年学級の活動にあたる。

- 一. 各学年委員長は各学年の学級委員の中から互選し、学年を統括する。
- 二. 各学年委員会は、運営委員会に事業計画等を報告する。

(専門委員会)

第 19 条 専門委員会は、運営委員会で決定した委員会で構成する。

- 2 専門委員長は委員の中から互選し、委員会を統括する。
- 3 各専門委員会は公募された委員と、本校職員 1 名を加え構成する。
- 4 専門委員会は運営委員会に事業計画等を報告する。

(地区委員会)

第 20 条 地区委員会は各町内の子ども会育成会会長で構成する。

(特別委員会・実行委員会・会議)

第 21 条 特別委員会及び実行委員会・会議（以下「特別委員会等」という。）の委員は会員の公募にて組織され、特定事項を処理する。

2 特別委員会等の長は、会長が委嘱し、特別委員会等を統括する。

3 特別委員会等の副委員長は、会長が委嘱する。

第 22 条 各学年委員会、専門委員会の委員長は毎年 4 月に改選する。ただし、再任は妨げない。

第 9 章 会 計

第 23 条 本会の運営経費は、会費、事実収益及び寄付金をもってあてる。

第 24 条 本会の会費は、毎月会費300円とする。

第 25 条 本会の資産は、第 2 条の目的以外に使用してはならない。

第 26 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 個人情報取り扱い

(個人情報の取り扱いについて)

第 27 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 11 章 会則の改正

第 28 条 会則は、総会において出席者もしくは書面表決書（電磁的記録を含む）の提出者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正出来る。

付 則

『設立年月日』

本会の設立年月日は、平成 3 年 6 月 7 日とする。

『施行期日』

本会則は、平成 3 年 6 月 7 日より施行する。

会則の一部を改正し、平成 5 年 5 月 15 日から施行する。

会則の一部を改正し、平成 6 年 3 月 9 日から施行する。

会則の一部を改正し、平成 9 年 3 月 12 日から施行する。

会則の一部を改正し、平成 11 年 3 月 6 日から施行する。

会則の一部を改正し、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

会則の一部を改正し、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

会則の一部を改正し、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

会則の一部を改正し、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

会則の一部を改正し、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。

会則の一部を改正し、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

会則の一部を改正し、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。